

令和3年度（2021年度）第1回  
箕面市国民健康保険運営協議会会議録

箕面市国民健康保険運営協議会



令和3年度（2021年度）第1回箕面市国民健康保険運営協議会会議録

一、開催日時	令和3年（2021年）8月25日（水曜日） 午後2時00分から午後3時00分		
一、開催場所	市役所本館3階 委員会室ほか（Web会議）		
一、日程	日程第1 箕面市国民健康保険事業の状況について		
一、出席委員	会長（公益代表）	中嶋 三四郎	君
	副会長（公益代表）	田中 真由美	君
	委員（被保険者代表）	森橋 義則	君
	委員（被保険者代表）	馬上 真治	君
	委員（被保険者代表）	入江 和廣	君
	委員（保険医又は薬剤師代表）	久原 毅	君
	委員（保険医又は薬剤師代表）	益野 富美子	君
	委員（保険医又は薬剤師代表）	藤本 年朗	君
	委員（公益代表）	堀江 優	君
	委員（公益代表）	中西 智子	君
	委員（被用者等保険者代表）	北吉 舞	君
一、欠席委員	委員（被保険者代表）	中井 徳治	君
	委員（保険医又は薬剤師代表）	村田 勇二	君
	委員（保険医又は薬剤師代表）	久原 毅	君
一、出席事務局職員	市民部長	桜井 ゆかり	君
	市民部副理事	水谷 晃	君
	同国民健康保険室長	六島 拓也	君
	同債権管理機構長	山本 学	君
	同国民健康保険室参事	西谷 匠	君
	同国民健康保険室参事	安場 麻里	君

○議長（中嶋会長）

定刻を過ぎましたので、ただいまから令和3年度第1回箕面市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙中にもかかわりませず、定刻にご参集いただきまして誠にありがとうございます。なお、今回より、塩山委員に代わられまして、社会福祉協議会から入江和廣様に新委員としてご参加をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議についてですが、箕面市市民参加条例第6条に定めるところによりまして、公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルスの感染拡大により大阪府に緊急事態宣言が発出されておりますことから、初めてになりますがZOOMでのWEB会議とさせていただきます。委員の皆様には何かとご不便をおかけするかもしれませんが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局（六島室長）

本日、委員13名中10名のご出席をいただいております。なお、中井委員様、村田委員様、久原委員様からは、ご欠席の連絡をいただいております。したがって、箕面市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

また、この場をお借りしまして、4月より国民健康保険室に異動となりました職員の紹介をさせていただきます。安場参事と私室長の六島でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。なお、水谷副理事におきましては所用により欠席とさせていただきます。以上でございます。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございました。それでは、続きまして署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名委員を私の方から指名をさせていただきます。北吉委員、田中委員、両名にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。後日、事務局が手続きに参りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが案件の方に入らせていただきたいと思います。資料に沿いまして事務局の方から説明をさせていただきます。

本日の案件1「箕面市国民健康保険事業の状況」についてを議題としまして、まず、大項目Ⅰの「令和2年度国民健康保険事業の状況」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（西谷参事）

国民健康保険室の西谷と申します。よろしくお願ひいたします。資料に基づいてご説明させていただきます。まず大項目Ⅰとしまして、「令和2年度国民健康保険事業の状況」について、ご説明いたします。

資料4ページをご覧ください。ここでは「1. 令和2年度決算」としまして、令和2年度の単年度収支額を示しております。歳入134億2,531万円、歳出130億5,911万円となり、単年度収支は3億6,620万円の黒字となりました。詳しい内訳等につきましては、円グラフ並びに表をご覧ください。

資料5ページになります。資料5ページには「2. 単年度収支黒字の要因」を記載しております。単年度黒字の最大の要因は、保険給付費が2億700万円減額となったことです。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による外出控えにより、医療機関への受診などが減少した影響によるものと推定されます。増減の要因や金額の内訳等につきましては、表をご覧ください。

資料6ページになります。資料6ページには参考資料①としまして、「医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移」をグラフ化して記載しております。上から医療費総額、被保険者数、保険料収入の箕面市の推移につきまして、平成26年度から令和2年度までの実績値を示しております。まず、医療費は、平成27年度に一時的に高額薬剤の影響で前年比4.1%の伸びが見られましたが、平成28年度の診療報酬や薬価の改定により減少しております。令和2年度は前年比4.3%減少しており、前年に比べ減少幅が大きくなっており、5ページでお伝えしたとおり新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものと推定されます。続きまして、被保険者数は、後期高齢者医療への移行等により、減少傾向にあり、前年比3%の減少となっています。最後に保険料収入は、被保険者数と同様に平成27年度から平成30年度までは減少していましたが、令和元年度、令和2年度においては、一人当たり保険料の増額及び収納率の向上により、0.5億円、0.3億円の増額となりました。

続きまして資料7ページになります。資料7ページには参考資料②としまして、「1人当たり医療費の推移」をグラフ化して記載しております。一番上が全国の国保、上から2番目の破線が社保も含めた全国、下から2番目の薄い実線が大阪府国保で令和元年度までの一人当たり平均の推移になっています。そして一番下の実線が箕面市国保の1人当たり平均の推移で、全国の国保と箕面市国保は令和2年度、社保も含めた全国及び大阪府国保は令和元年度までの実績値を示しております。全国の医療費と同様に、箕面市及び大阪府の1人あたり医療費も増加しましたが、令和2年度は減少に転じております。これは、全国の国保加入者の医療費の動きと同様であり、新型コロナウイルス感染症拡大による外出控え等により、医療機関への受診などが減少したものと推定されます。

続きまして資料8ページになります。資料8ページには参考資料③として、

「年齢階層別被保険者数の推移」をグラフ化して記載しております。棒グラフは、70歳未満を下に、70歳から74歳を上を示しており、それぞれの数値は年間平均の被保険者数を、括弧内はその割合を示しております。そして70歳以上の被保険者の割合について、折れ線グラフにて改めて示しております。ここ数年、国民健康保険の被保険者数は後期高齢者医療制度への移行により減少が続いております。被保険者数は減少している一方で、医療費単価の高い70歳以上の被保険者の割合は増加傾向にありまして、平成29年度からは20%を超えており、令和2年度では25.8%となっております。以上、大項目Iの説明とさせていただきます。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございました。それではただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。北吉委員どうぞ。

○北吉委員

保険給付費が減額ということで、やはりコロナによる外出控えで受診が減ったというのが原因ですけれども、厚生労働省から出ている国民医療費の動向を見ると、今年度ですね、令和3年4月には医療費は受診抑制もだんだんなくなって、完全に医療費が元の状態に戻って、さらに増え続けている状況というのが起こっていますので、また他であったように70歳以上の割合が増えているということは、やはり医療費もどんどん増える状況となっているので、今後の保険料を決める際にもそのあたりのことは注視していただきたいと思います。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。事務局何かございますか。

○事務局（六島室長）

貴重なご意見ありがとうございます。今後ご意見を参考にさせていただきます留意していきたいと思っております。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。令和2年度の決算状況を、まずご報告させていただきました。ご指摘いただきましたように令和3年度にかけては、また違う状況になっていくのかなということですが、決算だけを申しますと、令和2年度は赤字の繰入が完全になくなった年度に入っておりまして、純粋に決算としては、黒字という状況に初めて国保運営上はなっているという点がこれまでとは大きく違う点の1つかなと思っております。その要因につきましては、

また、予算、来年度に向けて事務局の方でも細かく分析をいただきまして、また、ご報告いただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、大項目2つ目の「収納状況」の方にかかせていただきたいと思ひます。それでは事務局の方から大項目Ⅱの説明をよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局（山本機構長）

市民部債権管理機構の山本です。よろしくお願ひいたします。続きまして、大項目Ⅱの「収納状況」につきましてご説明いたします。

まず、10ページをご覧ください。保険料の収納状況のうち、まず、現年度分についてですが、令和2年度に賦課されました保険料収納率は、前年度比較で0.95ポイント向上して93.61%となりました。また、大阪府が設定しております標準収納率92.19%を1.42ポイント上回ることができました。

続きまして、11ページをご覧ください。過去からの累積滞納分の収納率についてですが、こちらは前年度比較で8.01ポイント向上しまして39.30%となっております。昨年度はコロナ禍の影響を受けながら、収納率が向上した主な要因についてなんですけれども、最大の要因としましては、コロナ減免実施の効果が挙げられます。ページが少し飛びますが、20ページをご覧ください。こちらでコロナに係る保険料減免の現状についてお示ししております。下の表にあるとおり、まず、過年度分にあたる令和元年度分、具体的には、令和2年の2月分と3月分のことなんですけれども、ここの過年度分について約1千6百万円が減免となりました。これは過年度の調定額の2.1%に相当する額となります。それから2段目の令和2年度分については、約1億1千4百万円が減免となっております。これは令和2年度分の調定額の3.6%に相当する額となります。このように、減免によって、令和2年度分を中心に保険料負担が大幅に減少したことによりまして、過年度分の滞納者が、短期証や資格証への証変更であったり、延滞金の加算を回避するため、滞納額の解消に注力しやすい環境になったこと、これが収納率の向上に繋がった最大の要因と考えております。この他、昨年度から収納体制を一部強化しております。具体的には、令和2年度から収納担当職員をそれまでの4名から5名へ1名増員しました。これによりまして、職員一人当たりの担当件数が増員前と比較しまして20%減少し、これによりまして、個々の滞納世帯への納付催告であったり、分納履行管理など、これまで以上にきめ細かい対応が可能となりました。これらの要因が、収納率の向上に繋がったと考えております。

続きまして、12ページをご覧ください。滞納処分の状況でございます。日頃から滞納者からの納付の相談に際しては、丁寧な対応を心がけておりますが、資力があるにもかかわらず、保険料を滞納する世帯に対しましては厳しい姿勢で臨んでおりまして、令和2年度につきましては、217件の滞納処分を行っ

ております。昨年度と比較しますと、差押件数が減少する結果となっております。

続きまして、13ページをご覧ください。執行停止の状況についてです。生活困窮などの事情により国保料を支払えない世帯に対しましては、滞納処分の執行を停止しております。令和2年度は42件、金額にして15,346千円の執行停止を行っております。なお、令和2年度の表中の「財産無し」の区分につきまして、件数8件に対しまして金額が非常に大きくなっています。これにつきましては、いずれも滞納者本人が死亡し、残った遺族が相続を放棄したケースということで件数が上がっておるものでございます。以上が、簡単でございますが「収納状況」についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。それでは、ただ今の大項目Ⅱの説明につきまして、ご質問、ご意見ををお受けしたいと思っておりますので、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。中西委員どうぞ。

○中西委員

収納率について、若干確認だけさせていただきたいんですけども、前回の国運協の時にですね、目標の収納率をクリア出来なかったときには、ペナルティというか赤字になるのでみたいな、ペナルティに言及するお話をしていたかと思うんですけども、このペナルティというのが今具体的にあるのかどうかということの確認と、考え方というのは、要は収納分が減るとその分市が負担をしなくてはいけないということを指しておられるのかということも含めて、説明というか確認をよろしくお願いいたします。

○事務局（山本機構長）

10ページの四角囲みの文言の下に、※印で2行で文言を入れさせてもらってますけれども、収納率が標準収納率を下回りますと、府へ納める事業費納付金の原資が確保できなくなるため、それを上回る必要があるということで、もし仮に昨年度92.19%でしたが、これを下回るとなりますと現年分の保険料だけでは納付金の原資が確保できないため、それ以外の例えば滞納繰越分の保険料等を含めて、現年分以外の部分の持ち出しがあるということでございます。以上です。

○議長（中嶋会長）

今の説明でよろしいですか。

○中西委員

だから、他に特にその昔のようにペナルティがあるということではないと思



ったらよろしいですか。

○事務局（山本機構長）

特にそれ以外のペナルティはございません。

○議長（中嶋会長）

他の皆さんはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。収納率の状況は一応目標値をクリアしている状況だということと、ただ、だからといってこのコロナ禍に取り立てを厳しくやっているわけではないんだということを、先程の減免のところでご説明をさせていただきまして、令和元年度それから令和2年度につきましては、国の方がこの減免分を全額補填するということで行ってきたんですが、令和3年度はまだ確定ではないみたいなんですが、その交付金の補填が全額かどうかまだ分からないということになっておるみたいですので、その辺も含めまして、次年度の決算に向けては、少しまたご議論をいただくような点が出てくるかもしれませんので、その点もお含み置きいただけたらありがたいなと思います。

そうしましたら、他になれば、続きまして大項目3つ目の「令和3年度の国民健康保険料の状況」に行かせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは大項目Ⅲの説明を事務局よろしくお願いいたします。

○事務局（西谷参事）

大項目Ⅲ「令和3年度国民健康保険料の状況」について説明させていただきます。

資料16ページになります。資料16ページは「1. 令和3年度のモデル世帯保険料」であります。令和2年度と令和3年度の保険料について、上の表は箕面市の料率を、下の表はその料率から計算した1人世帯から4人世帯までの総所得ごとの保険料を比較したものになっております。介護保険料が必要となる40歳から64歳までの世帯につきましては、保険料が増加する結果となっております。

続きまして、資料17ページになります。資料17ページは「2. 令和3年度のモデル世帯保険料（近隣市比較）」であります。1人世帯から4人世帯までの総所得ごとの保険料について、隣接する豊中市と池田市の状況を記載しております。現在、激変緩和期間中であるため、各市の保険料率が異なっております。以上、大項目Ⅲの説明とさせていただきます。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等をお受けいたします。ございますでしょうか。はい、入江委員から先にお願いたします。

○入江委員

今説明がありました保険料の各市別の比較で、世帯数に応じて5、6万位差があるんですが、今の説明で激震化どうのこうのという説明があったんですが、もう少し詳しく保険料がこれだけ何故違っているのかというのを説明いただきたい。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。事務局の方、激変緩和措置の期間であることを含めて、他市と箕面市の違いをもう少し詳しく説明していただけますか。

○事務局（西谷参事）

国民健康保険料の料率は、平成30年度から国民健康保険の制度が都道府県の広域化になりまして、その時点から本来であれば府が定める標準保険料率に沿った形で各市町村が保険料率を定めることになるんですけども、大阪府が定める保険料率にいきなり各市町村が合わそうとすると急激な保険料の値上げになりますので、6年間は激変緩和期間という形で各市が定める保険料率を決定できる期間になっております。今現在、令和3年度になりますので、令和5年度まで残り2回ほどは大阪府の標準保険料率から各市町村の方で独自に計算できる期間にはなるんですけども、その辺で豊中市さんの方がかなり市町村独自の保険料を設定されているみたいなので差が出てきていると、池田市につきましては、現在、大阪府の方が提示している標準保険料率に完全に沿った形にされておられます。箕面市につきましては、医療分の所得割の料率のみ若干大阪府の料率から変えた形で算定しておりますが、それ以外の料率につきましては、大阪府の算定する料率と一致させております。以上です。

○議長（中嶋会長）

今の説明でよろしかったでしょうか。

○入江委員

そうすると令和5年度か6年度からは、すべての項目にわたって大阪府の料率で動いていくということになるということなんですかね。

○事務局（西谷参事）

大阪府下の市町村が全て令和6年度から大阪府の定める標準保険料率に統一して賦課する形になります。以上です。

○入江委員

分かりました。ありがとうございます。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。今ご説明いただいたように、6年間で標準保険料率の金額に擦り付けていっているんですが、それに各市、擦り付け方に差があるということで、豊中市さんを今だけ切り出すと、あと2年ですので、どこかで急激に上げるタイミングが必要になるというような状況になっているということで、箕面はそうならないように、この間少しずつ擦り付けをしてきたということだとご理解いただけたらと思います。では、中西委員どうぞ。

○中西委員

私も同じ趣旨の質問だったんですね。豊中市さんがやっぱり安いなと感じますので、勿論制度上は、今後6年間で毎年1/6ずつ上げていかなくてはいけないというような制度設計にはなっていたんですけども、実際問題として、生活する方々の収入とこの保険料が占める割合というものを考えながら、あと2年しかないですけども、再度ですね大阪府の方には現場の実情というものも訴えていく必要があるのかなと感じました。これは意見としておきたいと思います。以上です。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。他、ご質問、ご意見いかがでしょうか。ございませんか。はい、森橋委員どうぞ。

○森橋委員

全国的なことにはなるんですけど、あと3年すれば団塊の世代が後期高齢に移行しますはね。とすると箕面市は今の説明では、大阪府下でも異質になってしまうということですので、箕面市だけの努力がどうのこうのないんでしょうけども、その中でも団塊がごそっと移行した後は、国保の収支は良くなるのか悪くなるのかその辺の見通しは持ってるんですか。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。事務局の方、お答えできますでしょうか。お願いします。

○事務局（桜井部長）

市民部長の桜井でございます。よろしく申し上げます。今回、団塊の世代がこの後、どんどんどんどん後期医療の方に抜けていくということで、74歳以下の国保の中では比較的高齢な被保険者の人数を年齢別で出してみたいんです。そうすると、今74歳の方が1,355人、73歳の方が1,738人という形で、この後現在69歳の方までの間に1,000人以上の減少が毎年続きます。特にこの3、4年がかなり数が減少するという形になります。なおかつそれだけの数が抜けつつも、まだそれなりに高齢の方の人数のボリュームが大きい

いということになりますので、これから数年間は相当厳しい状況になるのではないかという風に推測しております。ただ、現在68歳の方から下の世代になると、年々人数が減っていきます。そうすると、被保険者数全体は減っていくんですが、高齢の世代の方の人数も減っていきますので、ひょっとすると少し楽になるのではないかという風に想像をしているところでございます。以上です。

○森橋委員

ありがとうございました。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。今まさにご質問いただいた点も大事なポイントかなということで、今日資料の中に先程部長からもご説明いただきました被保険者数と年齢の割合の資料を付けさせていただいています。基本的には、国保の場合は、加入者が減ればみんなで負担してしますので、当然保険料が上がるという構造ではあるんですが、その中でも特に70歳以上の方の方が医療費を使う率が高いと、金額も多いということなので、単純に人数が減ったから増えるか減るかも分からないし、年齢の構成によっては、増えたり減ったりということがあるので、ここ数年はしっかりとチェックしていかなければいけない点かなという風に思いますので、ご質問いただきましてありがとうございました。

○議長（中嶋会長）

他、ございますでしょうか。よろしいですか。それではご質問、ご意見が以上のごようございますので、案件の最後4つ目の「その他」に行かせていただきます。その他の説明を事務局よろしくお願いいたします。

○事務局（六島室長）

それでは最後に大項目Ⅳ「その他」についてご説明させていただきます。資料20ページをご覧ください。ここではコロナ減免の状況について、先程債権管理機構長からも触れられましたが、記載しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、主たる生計維持者の収入が減少した被保険者等に対しまして、国の交付金を活用し国民健康保険料の減免を令和2年2月分から実施しているものでございまして、減免の要件や割合については、以下に書かさせていただいている記載のとおりでございます。また、これまでの保険料減免の状況につきましては、ページ下の表のとおりでございます。本年7月までに、延べ1,046世帯につきまして、約1億6,500万円の保険料減免を決定しております。なお、令和元年度及び令和2年度分につきましては、国の交付金で全額が補填されておりますが、令和3年度分は、減免額によって交付金の補填割合が変動するという風になっております。

続きまして資料21ページでございます。資料21ページは、「各種健

（検）診受診率向上のための連携について」を記載しております。令和元年度の第2回運営協議会におきまして、「特定健診、がん検診、歯科健診の受診率向上に向けて、担当室間で連携してPRしてはどうか」とのご提案をいただきました。この提案を受けまして、各担当が独自で実施しているPRのほか、令和3年度からは地域保健室と連携しまして各種健（検）診の共通チラシを作成して、保険料決定通知（6月）や保険証一斉送付（10月）の大量発送時に同封してPR活動を行っているところでございます。また、地域保健室主催の各種健康教室におきましても、各種健（検）診のPRを行っていただいております。各種健診の実施時期や受診率向上に向けての取り組みに係るスケジュールにつきましては、下の表に記載させていただいておりますとおりでございます。

続きまして、資料22ページをご覧ください。資料22ページは、「ジェネリック医薬品利用の現状」について、利用率をグラフ化して記載しております。国は順次目標値を引き上げており、平成29年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2017」におきまして示された「平成32年9月までに80%」が最新の目標値となっております。本市の利用率は毎年増加しており、令和3年3月の調剤分におきまして、ジェネリック医薬品の数量ベースの利用率は73.4%という数値となっております。利用促進の取り組みにつきましては、22ページの表の下の方に書かせていただいておりますが、平成23年11月にジェネリック保険証カバーの配布、平成25年11月の保険証カード化開始の際に保険証の裏面に「ジェネリック医薬品を希望します」との文言を記載というような取り組みを進めてきております。こうした取り組み等を経て、令和3年3月の調剤分が先程申しました利用率として73.4%と、少しずつではありますが上昇の傾向にあるという現状でございます。

続きまして、資料23ページでございます。こちらでは「ジェネリック医薬品の利用の現状」について、府内の状況をグラフ化して記載しております。棒グラフにつきましては、府内市町村の令和3年3月におけるジェネリック医薬品利用率の状況を示しており、箕面市の利用率が73.4%で、これは府内32番目となっております。昨年度は37番目でしたので、少し順位は上がっております。今後、他の市町村に追いつけるように、また、医療費抑制のために、3師会様との連携のほか、効果的な利用率向上のための取組みを今後も行っていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○議長（中嶋会長）

ありがとうございました。それでは、大項目IV「その他」のところをご説明いただきましたので、ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、入江委員どうぞ。

#### ○入江委員

ジェネリック医薬品利用について閣議決定された80%という目標がありますけれども、仮に80%が達成されなかった場合にペナルティなどがあるんで

しょうか。

○議長（中嶋会長）  
事務局お願いします。

○事務局（六島室長）  
達成出来なかった場合のペナルティはございませんが、国から示されている目標値でございますので、目標値を達成出来るように今後とも利用率向上に努めていきたいという風に考えております。以上でございます。

○入江委員  
ありがとうございます。

○議長（中嶋会長）  
ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。はい、中西委員どうぞ。

○中西委員  
ジェネリック医薬品を使った時に、被保険者の方がどういうメリットがあるかを具体的に見える形にした方がいいと思うんですが、そのような取り組みをどのようにされているのかご紹介いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中嶋会長）  
事務局お願いします。

○事務局（六島室長）  
ジェネリック医薬品に変更したことによる効果というご質問かと思えます。市では「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」という通知を被保険者に送っておりまして、実際ジェネリック医薬品以外を使われていくらかかりました、これをジェネリック医薬品に変えるといくらになります、というような価格比較ができるような通知を送らせていただいています。7月、11月、3月の年3回、通知を送らせていただいております。直近の7月の数字でいきますと857件の通知を発送させていただいております。以上でございます。

○議長（中嶋会長）  
よろしいでしょうか。はい、森橋委員どうぞ。

○森橋委員  
ジェネリック医薬品ですけどね、お医者さんが出す場合と薬局でもらう場合

の2つのケースがございますね。薬局でもらうときは、ジェネリックにしますかメーカー品にしますかと必ず聞いてくれるんですよね。でも聞かずにジェネリックを出せばいいんじゃないかと思うんですが、お医者さんでジェネリックにするかどうか聞かれたことはないんですけども、その辺は医師会で否をなしにジェネリックを出すということにはいかないんですかね。以上です。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。まず、事務局でお答えいただけますか。

○事務局（六島室長）

今ご意見いただいたとおりとっていいかどうかわかりませんが、実は事務局の方でも医師会様の方に協力依頼で今年の4月か5月くらいに寄せていただいたんです。協会けんぽさんと共同でジェネリック医薬品の利用促進ということで医師会の会長様に面談していただきまして、そういうお話をさせていただいたところなんです。ただ、丁度行った時が、コロナが再発して数が増えてきたのと、ワクチン接種でお忙しい時期に行ってしまったので、趣旨自体はご理解いただいたんですけども、ちょっと今はタイミングが悪いということで、一度仕切り直ししましょうということで帰ってきた次第ですので、コロナの状況等、現場の状況等を勘案しまして、また、アプローチをさせていただきたいという風に考えております。以上でございます。

○森橋委員

分かりました。ありがとうございました。

○議長（中嶋会長）

ありがとうございます。22ページのグラフを見ていただいたら分かるように、かつては4割に行かないような状況が、丁度国保の赤字が30億円くらいに膨らんでいた当時がありまして、当時はジェネリックを使うことで被保険者の方も自己負担が減るし、保険者にとってはそれが医療費の抑制に繋がるので効果があるということで、できるだけ上げていこうということで、保険証の裏書きをしたりとかですね、この間はいろんな取組をさせていただいてきてまして、ようやく73%まで進んできたかなと。ただ、23ページを見ますと、他市と比較するとですね、順番的にはそんなに高くないというのがちょっと違和感のあるところなんですけど、そういう意味では医師会さんほか3師会さんのご協力なしには進めていけないことございまして、この間特に薬局の先生方には大変ご協力いただいていると思いますので、藤本先生、ぜひ一言いただけたらと思うんですが。

○藤本委員

こんにちは。地域性もあると思います。保守的な地域ですと変えたくない

いうのもあって、ある程度のところで頭打ちになっていくこともあると思うんですが、今は処方箋で出されるケースがほとんどだと思います。処方箋の内容を見ていただきますとほとんど一般名処方と言いまして、薬の成分が書かれているという処方箋になっていることがほとんどだと思います。ヨーロッパ、アメリカは全部一般名処方です。どの薬剤にするかは患者さんが決められる。海外においては、日本のような医療保険制度がありませんので、個人の加入している医療保険から支払われることとなりますので、非常に高価な薬を買わなくてはならないということなんです。日本のように、例えば1割負担だとか、3割負担とかはない訳です。10割負担です。10割負担ということになりますと当然ジェネリック医薬品を使わないと、効果は同じで特性も同じで高い薬を使う理由は全然ありませんので、海外の場合は保険会社がですね、あなたの場合はこういうお薬が出たらこういうジェネリックを使いなさいという風に言われるわけですね。日本にはそういうのはありません。自由なんですけども、薬局ではですね一般的にジェネリックが成分名が書かれた一般名処方箋についてはどちらになさいますかというお問い合わせをします。何故それをしなければならないかという、医療保険の逼迫した状況を説明している訳です。国保の場合は一般会計から入れたり、府レベルで言うと、もうすでに税金を多く投入している状況にあります。一般の方はそういうことを全然知らない訳ですね。いずれはそれが若い人たちに跳ね返ってきて非常に迷惑がかかるというか、若い人たちに負担を負わせるということになります。よく言われていますけれども、国の借金がどうのこうのというより、こっちの方がはるかに若い人たちへの負担が大きくなると思いますので、そういった説明を薬局ではしております。それに賛同していただけない方、理解をしていただけない方も大勢いらっしゃいますので、それはやっぱり無理強いして患者さんの権利を束縛するということではできませんので、患者さんの権利を尊重しながら進めていきたいというのが私たちの役割です。医師会の先生方もご処方される点では、そういった観点からご処方いただけるものと思っておりますし、ご協力していただいていると思います。十分ご理解いただいたうえでのご処方だと思いますし、何かあれば私どもの方から医師会の先生に疑義照会という形でさせていただく場合もあります。以上です。

○議長（中嶋会長）

藤本先生、突然振りまして申し訳ございません。本当におっしゃられるとおりで、コツコツと引き続き取り組みを事務局の方も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、その他でほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら他にございませんので、その他につきましては以上にさせていただきます。

以上で案件1の「箕面市国民健康保険事業の現状」については終わらせていただきます。案件2の「その他」にいかせていただきますが、事務



局何かございますでしょうか。

○事務局（六島室長）

次回の日程につきまして、ご案内させていただきます。次回第2回につきましては、令和4年の2月ごろを予定しております。また、事前にご連絡させていただきますので、ご参加の方、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中嶋会長）

事務局からは以上でございます。委員の皆様からこの際特に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の案件の方はこれをもちまして全て終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回の箕面市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

箕面市国民健康保険運営協議会規則第8条により、ここに署名する。

会 長 中馬三四郎

署名委員 田中真由美

署名委員 北吉舞